

広告付き番号案内表示システム設置業務仕様書

本仕様書は、西脇市庁舎（以下「本施設」という。）において、設置事業者が設置する広告付き番号案内表示システムの内容について定めるものである。

1 業務内容

(1) 業務名称

広告付き番号案内表示システム（以下「番号案内表示システム」という。）設置業務

(2) 設置場所

設置場所	設置機器
庁舎東棟1階（戸籍住民課及び待合ロビー）	ア 番号案内表示システム （構成） ・番号案内発券機（設置台含む） ・番号案内用モニター ・番号表示機・呼出機
	イ 広告等表示モニター

※ 既存設置場所

既存設置場所は、図面1で指定するとおりであるが、設置場所について、応募者が別の提案を行うことも可とする。

ただし、当該提案が既設設備や掲示物等に支障があると市が判断する場合は、既存設置場所を実施することとするため、納付金額の提案に影響のない範囲で想定すること。

(3) 業務内容

ア 来庁者に対し、窓口受付順番等を案内するための「番号案内表示システム」を設置する。また、広告及び行政情報を「広告等表示モニター」に表示する。

イ 設置事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うものとする。

ウ 広告主及び広告内容については、西脇市有料広告掲載事業実施規程、西脇市有料広告掲載取扱基準の規定を準用する。

エ 広告物については、指定する期日までに出力見本を市に提出することとし、市において内容審査を行い、結果を通知する。

市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、設置事業者は速やかに対応するものとする。

オ 契約に基づく納付料金等を事前に市へ納入する。

(4) 業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(5) 番号案内表示システム

ア 対象箇所とグループ

戸籍住民課の下記窓口に設置のこと。

窓口の種類	箇所数
証明書発行コーナー（101）	4
マイナンバーカード（102）	4
住民異動・印鑑登録・戸籍の届出（103）	3
国民年金・おくやみコーナー（104）	2
合計	13

※ 任意に設定した窓口の種類毎に呼出番号及び待ち人数（時間）を管理できること。

イ 番号案内表示システムの機器構成と仕様

(7) 番号案内発券機

設置場所	戸籍住民課 証明書発行コーナー付近
台数	1台
形状	<ul style="list-style-type: none">・来庁者が立って操作することを想定した自立型のタッチパネル式とする。・清掃時などは移動できること。
表示内容	<ul style="list-style-type: none">・1枚の表示画面で8手続き以上の案内を表示できること。また、8手続き以外に多言語表示が別途表示できること。・来庁者の手続きに応じた発券、多様な業務に対応できる階層的な画面案内が可能であること。・各手続きの待ち人数の表示が可能であること。待ち人数、呼出番号は任意に設定した窓口の種類ごとに管理できること。・画面表示内容の変更が可能であること。・多言語表示に対応していること。（英語・中国語・ベトナム語に対応していることが望ましい。）・電源のON・OFFの自動制御が可能であること。
その他	<ul style="list-style-type: none">・詳細は別途協議して決定する。・参考品 ㈱ベッセルQMATIC発券機Intro17

(イ) 番号案内用モニター

設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍住民課待合ロビー ・ 天井吊り下げ（天井高 2,800mm）
台数	2台以上（台数は提案可）
サイズ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 43型以上 ・ 十分な視認性が確保できる解像度であること。
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼出番号及び待ち人数等を表示 ・ 番号案内発券機等と連動すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は別途協議して決定する。

(ウ) 番号表示機

設置場所	戸籍住民課（カウンター上）
台数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7台以上（台数は提案可） ・ 窓口13箇所以上に対応が可能な台数を提案すること。
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼出機等と連動すること。 ・ 機器の表面（来庁者側）に呼出番号を表示し、音声で知らせること。 ・ 機器の裏面に待ち人数等を表示できることが望ましい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は別途協議して決定する。 ・ 参考品 ㈱ベッセルQMATIC発券機Intro17 LED番号表示機

(エ) 呼出機

設置場所	戸籍住民課（カウンター上）
台数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7台以上（台数は提案可） ・ 窓口13箇所以上に対応が可能な台数を提案すること。
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号の取消し、無音呼出、再呼出（任意の同一番号呼出）等が可能であること。 ・ 待ち人数、呼出番号は任意に設定した窓口の種類ごとに管理できること。 ・ 業務ごとに呼出音が設定できること。 ・ 電源のON・OFFの自動制御が可能であること。 ・ 有線機器であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は別途協議して決定する。 ・ 参考品 ㈱ベッセルQMATIC発券機Intro17

ウ 安全管理

- (7) 鋭利な角や縁、突起物等がない構造にするなど、来庁者等に危険を生じさせることがない構造とすること。
- (4) 施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分講ずること。
- (5) 万が一事故等が発生した場合は、設置事業者の責任において解決すること。

エ 運用方法

番号案内表示システムの運用方法等について、マニュアル等を用意し、市担当者に研修すること。

(6) 広告等表示モニター

設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 待合ロビー（戸籍住民課、保険医療課） ・ 天井吊り下げ（天井高 2,800mm）
台数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 台（台数は提案可）
サイズ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 43型以上（横型）
サイネージコントローラー	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツの表示タイミングやスケジュールの設定ができる機能を有すること。 ・ 端末は戸籍住民課内に設置可能である。 ・ 開庁時間（8時30分から17時15分まで）及び閉庁日等に応じて、電源の入／切をタイマーその他の機器で自動制御すること。
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置事業者の敷設するネットワーク等を通じて、広告映像及び行政情報等を放映できること。 ・ 表示コンテンツは、静止画及び動画に対応可能であること。 ・ 音声出力は、入／切を選択できること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は別途協議して決定のこと。 ・ 運用方法等に関するマニュアルを用意し、市担当者に研修すること。

(7) 広告内容

- ア 広告内容等に関する一切の責任は設置事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。
- イ 内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期間までに広告物（出力見本）を提出すること。
- ウ 広告等表示モニターに表示する広告と行政情報等との表示割合は、1 サイクル当たり 5 : 1 を目安とすること。

- エ 行政情報等は、市から提供するデータを表示する場合のほか、市から提供する原稿等を元に設置事業者が適宜編集して表示する場合も想定すること。また、行政情報等だけではなく、ニュース等が自動的に配信・表示されることが望ましい。
- (8) その他
- ア 広告の掲載に当たっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確に表示すること。また、必要に応じて、広告内容に関する責任の帰属に関する、その他必要な事項についても注記すること。
- イ 広告等表示モニター等を既存設置場所以外に取り付ける場合、設置場所、設置方法の提案理由、コンセプト等を記載すること。その際、吊り下げ具の取付けに必要となる天井裏補強、機器設置に伴う電気工事等の手配及び作業等は設置業者が行うこと。
- なお、当該作業に要する費用は設置業者の負担とし、設置場所等について担当課と事前に調整すること。
- また、既存設置場所に設置する場合においても、既設の天井裏補強の対応範囲であるか否か等、機器が安全に設置できるか調査すること。

2 費用負担及び支払条件

- (1) 本事業に関する一切の作業（設置、移設、撤去、保守及び修繕等）は、開庁時間外の対応を原則とし、当該作業に要する費用は設置事業者の負担とする。また、移設又は撤去時には原状回復を図ること。
- (2) 設置事業者が設置した機器の運用に係る電気料金については、設置事業者の負担とし、消費電力量をもとに算定した実費相当額を算定する。
- (3) 納付金及び電気料金については、市が指定する期日までに当該年度分を全額前納すること。
- なお、年度途中で設置する場合は、当該設置日の属する月から当該年度の3月までの月数に応じた月割で算定した納付金を納付し、年度途中で撤去する場合は、当該年度の4月から当該撤去日の属する月までの月数に応じた月割で算定した納付金を納付すること。
- (4) 設置事業者が設置した機器の運用に係る消耗品等の補充に係る費用も設置事業者の負担とすること。
- (5) 設置事業者の広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された納付金及び電気料金は返還しない。なお、原則として期間中の納付金の減額には応じない。

3 その他

- (1) 市は、広告主又は広告内容が西脇市有料広告掲載事業実施規程、西脇市有料広告掲載取扱基準要綱に定める基準を満たさなくなったとき、その他広告を掲載することが適当でないとする事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。この場合において、市は、市に納入すべき契約料金等の減額を行わず、広告主又は設置事業者に対して賠償の責任を負わない。
- (2) 公用又は公共用に供するための必要が生じたことにより、移設又は撤去等の必要が生じた場合は、設置事業者は市の指示に従うものとする。この場合において、移設又は撤去等により設置事業者が損害等が発生した場合でも、市は責任を負わない。
なお、納付金の額については、上記2-(3)の規定により算定し、返還する。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、市の指示に従うこと。
- (4) 業務の実施に当たり疑義が生じたときは、両者が協議して、これを解決するものとする。